

①

議 案 書

教育委員会
令和6年1月定例会

議 事 日 程

- | | | |
|-------|--|-----------|
| 日 程 1 | 第 1 号報告 ……………
日吉自然の家運営協議会の審議結果について | P 3 ~ 6 |
| 日 程 2 | 第 2 号報告 ……………
長崎市立学校通学区域審議会の審議結果について | P 7 ~ 10 |
| 日 程 3 | 第 1 号議案 ……………
長崎市立小学校の廃止について | P 11 ~ 12 |
| 日 程 4 | 第 3 号報告 ……………
長崎市教育支援委員会の審議結果について | P 13 ~ 15 |
| 日 程 5 | 第 2 号議案 ……………
長崎市図書館運営協議会委員の委嘱について | P 16 ~ 19 |
| 日 程 6 | 第 4 号報告 ……………
教育長が臨時に代理した事務の報告及び承認について（職員の人件について） | （別 冊） |

第 1 号報告

日吉自然の家運営協議会の審議結果について

令和 5 年 1 2 月 2 7 日に開催した日吉自然の家運営協議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 6 年 1 月 2 3 日提出

日吉自然の家運営協議会

会長 中 尾 善 蔵

理 由

日吉自然の家運営協議会の審議結果について、日吉自然の家条例施行規則第 1 7 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

日吉自然の家運営協議会の審議結果

1 日 時 令和5年12月27日（水） 11時30分から14時まで

2 場 所 日吉自然の家 研修室A

3 出席者 委 員 10人中8人出席

事務局 教育総務部長、生涯学習施設課長、

同課施設活用係長、同課職員、学校教育課職員

指定管理者 所長、管理グループ専門課長、教育研修グループ長、教育研修グループ課長、教育研修グループ職員

4 審議概要

(1) 令和5年度 日吉自然の家事業報告（4～11月）について

(2) 令和6年度 日吉自然の家事業計画（案）について

(3) その他（食事に対する意見など）

5 主な意見

(1) SDGsの取り組みについては、子どもたちにも分かりやすい取り組みであると思うし、いい活動だと思う。活動に参加しているのは、小学生が多いと思われるため、中学生以上にも参加して欲しいと思う。

(2) 森の整備については、成果が出て来ていると思うが、今後は大変になってくると予想される。整備活動の人材をボランティアに頼っている現状もあるし、プロにしか出来ないような部分もあるため、資金面において補助金などの活用が必要になってくると思う。

(3) 今般の物価高騰の影響等もあり、施設の電気料金等については、影響があるようだが、電気設備のLED化などにより、省エネ化が図ればよいと思う。

- (4) 宿泊体験学習について、ペーロン体験や農業体験などの受け入れに際し、「ペーロン体験に関しては、老朽化しているライフジャケットは、早めに更新してほしい」など、関係団体から要望や意見などが出ているので、対応をお願いしたい。
- (5) 指定管理者が自主事業として行っているイベントの中に、「如月遊楽」というイベントがあるが、日吉自然の家で実施されているイベントであるという事が一目でわかるように、タイトル名を工夫した方がよいと思う。
- (6) 日吉自然の家で提供されている食事については、色合いが良く、バランスも取れていて、全体的においしく食べられた。食事の量についても、小学生には十分と言えるボリュームがあると思う。ただし、シチューに入っている具材が少し大きく感じたため、もう少し細かく切った方が食べやすいのではないかと感じた。

「 参 照 」

○ 日吉自然の家条例（抜粋）

（日吉自然の家運営協議会）

第14条 日吉自然の家の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、日吉自然の家運営協議会を置く。

〔 以下、略 〕

○ 日吉自然の家条例施行規則（抜粋）

（運営協議会の審議結果の報告）

第17条 条例第14条に規定する日吉自然の家運営協議会の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

第 2 号報告

長崎市立学校通学区域審議会の審議結果について

令和 5 年 1 2 月 2 0 日に開催した長崎市立学校通学区域審議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 6 年 1 月 2 3 日提出

長崎市立学校通学区域審議会

会 長 藤 本 登

理 由

長崎市立学校通学区域審議会の審議結果について、長崎市立学校通学区域審議会規則第 1 0 条の規定に基づき教育委員会へ報告する。

「別紙」

長崎市立学校通学区域審議会の審議結果

- 1 日 時 令和5年12月20日(水) 10:00～11:30
- 2 場 所 長崎市男女共同参画推進センターアマランス研修室1・2
- 3 出席者 委 員 14人中12人出席
事務局 16人出席

4 審議概要

- (1) 長崎市立手熊小学校の廃止に伴う桜が丘小学校の通学区域の変更
について

5 主な意見

- (1) 下校時の路線バス利用については、待合時間の長さや安全面についての配慮が必要である。学校における終業時刻の調整や下校時刻に合わせたバスダイヤの調整、停留所の屋根等の環境整備についても、学校や地域、バス会社との相談・協力をお願いしたい。
- (2) スクールタクシーの乗り合わせについては、登校時の運用とともに、60分を超えるバス待合時間の負担を考慮し、下校時の運用についても併せて検討してほしい。
- (3) 統合後の手熊小学校の施設の利用については、跡地を地域住民の交流の場として活用する方向で検討してほしい。高齢化社会なので、住居の近くに施設が必要である。地域コミュニティの充実のために、人が集まり話し合う場所の確保と有効活用をお願いしたい。

(4) 本審議会として、「桜が丘小学校の通学区域の変更については妥当である」との判断でよいかを諮り、全員が了承し決定した。

「参 照」

○ 長崎市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第 2 条 執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関」という）の附属機関は、別表のとおりとする。

別表

〔 一 部 省 略 〕		
教育委員会	長崎市立学校通 学区域審議会	市立の小学校及び中学校の通学 区域の設定及び変更に関する重 要事項の調査審議に関すること。

○ 長崎市立学校通学区域審議会規則（抜粋）

（結果報告）

第 1 0 条 会長は、審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

第 1 号議案

長崎市立小学校の廃止について

次のとおり長崎市立小学校を廃止するものとする。

- 1 名称 長崎市立手熊小学校
- 2 住所 長崎市手熊町 1, 382 番地 1
- 3 廃止予定日 令和 8 年 3 月 31 日

令和 6 年 1 月 23 日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋 田 慶 信

理 由

長崎市立手熊小学校の児童数が減少していること等を勘案し、平成 29 年度から「学校規模の適正化と適正配置にかかる実施計画（案）」に基づき、保護者及び地域住民と協議を継続してきたが、同校の廃止及び桜が丘小学校への統合について合意を得たことに伴い、手熊小学校を廃止したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 参 照 」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

（教育長に委任する事務）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔 中 略 〕

(2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。

〔 以下略 〕